

自動車リサイクル法に基づく情報管理業務

制度所管部局：廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 制度の概要

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、自動車リサイクル法という）は2005年1月に施行。

本法律では、主に、①自動車メーカー・輸入業者に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の引取・リサイクルを義務づけ、②その処理費用をリサイクル料金として自動車の所有者が負担、③リサイクル料金は使用済自動車となるまで資金管理人（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）が預かり、適切な管理を実施、④関連事業者等における使用済自動車のリサイクルの実施状況等を情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）が的確に把握・管理、⑤指定再資源化機関（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）がセーフティーネット機能として、小規模自動車メーカー等からのリサイクルに係る委託業務、不法投棄等された自動車の処理費用や離島における運送費用の補助業務等を実施することを規定している。

なお、情報管理業務については、④に該当する。

2. 指定、登録等の基準

【使用済自動車の再資源化等に関する法律】

第114条

主務大臣は、営利を目的としない法人であって、次条に規定する業務（以下「情報管理業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、情報管理センターとして指定することができる。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
公益財団法人自動車リサイクル促進センター	（指定） 2003/6/24。	（住所）東京都港区芝大門1-1-30日本自動車会館11階 （電話）03-5733-8300	別添参照

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
130円/台	(条文) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第73条第4項 (根拠) http://www.jarc.or.jp/info/fee/index02.html

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成24年3月31日現在）
特になし

7. 政策評価
<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/>

自動車リサイクル法の指定法人の指定について

1. 指定法人の業務

自動車リサイクル法（以下「法」という。）においては、経済産業大臣及び環境大臣（以下「主務大臣」という。）の指定を受けた法人（指定法人）が使用済自動車の再資源化等に関する以下の3種類の公益的・中立的な業務を行うこととなっている。

①資金管理業務

再資源化預託金（リサイクル料金）等の收受、管理等を行う業務

②再資源化等業務

再資源化実施義務等を果たすべき自動車製造業者等が存在しない場合や使用済自動車の不法投棄等に対応する業務

③情報管理業務

使用済自動車等の引取り・引渡しの状況を関係事業者から原則電子情報で報告を受け、これらの情報を電子マニフェスト・システムとして管理する業務

2. 指定の要件

法第92条、第105条及び第114条においては、主務大臣は、以下の要件のすべてを満たす者を、全国を通じてそれぞれ1個に限り、資金管理業務、再資源化等業務又は情報管理業務を行う指定法人として指定することができる旨定められている。

①民法第34条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人

②指定法人業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者

③指定法人の指定を受けるべく申請を行った者

3. 指定の申請及び審査の状況

主務大臣は、平成15年4月7日付けで財団法人自動車リサイクル促進センター（概要別添）から資金管理業務、再資源化等業務及び情報管理業務を行う指定法人としてのそれぞれの指定を受けたい旨の申請を受領した。これらの申請に対し審査を行ったところ、3つの指定法人業務のそれぞれについて、下記の理由から同財団は以上の3つの要件をすべて満たしているものと判断した。このため、同財団を資金管理業務、再資源化等業務及び情報管理業務を行う指定法人として指定することとしたい。

記

①同財団は、民法第34条の規定により設立された法人であること

同財団は、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、使用済自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行うことにより、自動車ユーザーの便益の確保及び

国民経済の健全な発展を図り、もって国民生活の維持、向上に貢献することを目的として、平成 12 年 11 月 22 日付けで通商産業大臣（当時）及び運輸大臣（当時）の許可を得て、自動車関係業界が中心となって民法第 34 条の規定により設立された法人である。同財団の寄付行為に定められた目的は、法の目的である使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等とも合致するものである。

②同財団は、指定法人業務を適正かつ確実に行うことができると認められること

主務大臣は、同財団について、以下の観点から指定法人業務のそれぞれを適正かつ確実に行うことができると認められるものと判断した。

(4)指定法人業務の遂行能力について

a 関連業務の実績

同財団は、平成 9 年 5 月に策定された「使用済み自動車リサイクル・イニシアティブ」において、使用済自動車の適正処理及びリサイクルを促進するため、情報収集・提供体制の整備、関係者の意思疎通及び協力の促進等を目的に関係者が情報を共有できる体制として自動車リサイクル情報センターを関係者で整備する旨が盛り込まれたことを受け、その後関係者において協議が行われ、設立に至ったものである。

同財団は、設立以来、使用済自動車のリサイクルに関する様々な活動に取り組んできている。平成 12 年 11 月から関係業界の協力を得て、平成 9 年 4 月に策定された「特定フロン回収促進プログラム」に基づく自動車関係業界の自主的取り組みにおけるフロン類の回収・破壊システムを運用するとともに、平成 14 年 10 月からは特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律（以下「フロン回収・破壊法」という。）に基づき、自動車製造業者等からの委託を受けて同法に定める第二種特定製品（カー・エアコン）に含まれるフロン類の引取・破壊システムの運営を行ってきた。また、使用済自動車に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及促進を図り、関係業界の協力を得て関係事業者に対し産業廃棄物管理票に関する必要な情報提供を行ってきた。これに加え関係業界・自動車ユーザーへの必要な情報提供、内外の関係機関との交流・協力などにも取り組んできた。

同財団は、このように使用済自動車のリサイクルに関する活動において既に多くの実績を挙げるとともに、使用済自動車のリサイクルに関して十分な知見を蓄積してきている。

特にフロン回収・破壊法に基づくフロン類の引取・破壊システムの運営に当たっては、自動車フロン券を発行し使用済自動車の所有者から一定の料金の払込みを受け、フロン類の回収及び破壊に伴い必要となる支払いが発生するまでの間、この資金を適正に管理し、関係事業者に必要な払渡しを行うなど、資金管理業務と類似した業務の経験を有している。また、同引取・破壊システムの運営に当たっては、小規模輸入業者を含む製造業者等からの一元的な委託を受けて行っており、法第 106 条第 1 号に規定する小規模輸入業者等の委託を受けて

行う再資源化等業務と類似した業務の経験を有している。さらに、同法に基づき自治体に登録を行っている第二種フロン類回収業者に対し所定のフロン類回収料金を支払うため、第二種フロン類回収業者に同財団の情報システムへの個別の登録を求めて、本システムの運用を行っており、このような多くの関係事業者の登録を受けた情報システムの運営という、情報管理業務と類似した業務の経験を有している。このように、フロン回収・破壊法に基づく業務の経験を指定法人業務に活かすことが可能と見込まれる。

加えて、平成 12 年度及び 13 年度においては、経済産業省からの委託を受け、使用済自動車のリサイクル及び適正処理の状況を一元的にモニタリングし、関係事業者に必要な情報提供を行う情報システムの在り方・詳細について調査研究を行っており、本調査研究の経験を、情報管理業務の準備・運営に活かすことが可能と見込まれる。

b.業務の遂行体制

同財団は、今回の指定法人の指定の申請に併せ、いくつかの体制整備を進めている。本年 1 月には、財団内にリサイクル法対応準備室を設置し、指定法人の指定の申請及び指定法人業務に向けた準備を開始し、指定法人業務の実施に関する基本的な計画を策定した。さらに、指定法人の指定を受けた場合、資金管理業務、再資源化等業務及び情報管理業務を担当する組織をそれぞれ設立することを理事会で決定済みであり、関係団体等から指定法人業務に関連する知見を有する者の採用を進め、最終的には合計で 50 余名の人員が指定法人業務に直接従事することを予定し、必要に応じてさらに増員することとしている。また、指定法人の指定申請に際し、本年 3 月に専務理事職を新たに設け、財団全体の監督体制の強化を図ったところである。

また、同財団は本年 4 月 4 日付けで経済産業大臣及び国土交通大臣に対し、指定法人の指定を受けた場合、指定法人業務を適正かつ確実に行うために必要となる寄付行為の変更についても併せて認可申請を行っているところであり、その際同財団の所管大臣に法の主務大臣である環境大臣を追加することを申請しているところである。

このような同財団の使用済自動車リサイクルに関する取組の実績及び今後の取組に向けた準備状況を勘案した結果、主務大臣は指定法人業務の実施に関して必要かつ十分な業務遂行能力を有するものと判断した。

(ロ)経理・財務面の健全性・透明性

同財団は、基本財産 1 億円をもって設立され、平成 15 年度においては約 97 百万円の年間会費収入を得ているなど、十分な資金的能力を有している。

資産の管理も適切であるとともに、不適切な支出も見られないなど経理面で適切な管理が行われるとともに、決算報告に関しても新日本監査法人の外部監査を受け、適正かつ正確な記載が行われていることが確認されている。また、事業計画書、事業報告書及び財務諸表等についてはホームページで公開している。

このような同財団の経理・財務面を審査したところ、主務大臣は指定法人業務の実施に関

して必要かつ十分な経理・財務面の健全性を有するものと判断した。

(ハ)使用済自動車リサイクルに関係する業界の支援・協力

同財団は、社団法人日本自動車工業会、社団法人日本自動車部品工業会、社団法人日本自動車販売協会連合会、社団法人全国軽自動車協会連合会、日本自動車輸入組合、社団法人日本中古自動車販売協会連合会、社団法人日本自動車整備振興会連合会、社団法人日本鉄リサイクル工業会及び財団法人日本自動車研究所という使用済自動車のリサイクルに関係する多くの団体から基本財産への出えんを受けて設立されたものであり、設立後もこれら関係団体は同財団の賛助会員として資金面も含めた支援活動を行ってきている。これら関係団体からは、指定法人の指定後も引き続き必要な支援・協力が行われることが想定されている。さらに、同財団は、前述の使用済自動車のリサイクルに関する様々な活動を通じて、使用済自動車のリサイクルに関して関係者から一定の信頼を得ているものと判断することができる。

なお、情報管理業務その他の業務の遂行に必要な電子システムの開発が、同財団の関与のもと関係団体により進められており、当該システムについては、完成後に当財団に移管されることとなっている。

指定法人の業務の円滑な実施に当たっては、使用済自動車リサイクルに関係する業界の協力が不可欠であるところ、主務大臣は必要かつ十分な関係業界の支援・協力が得られるものと判断した。

③指定法人の指定を受けるべく申請を行った者であること

同財団が4月4日付けで主務大臣に対し指定法人の指定の申請を行うに際し、3月24日に第9回理事会を開催し、指定の申請を行うことにつき出席理事全員から異議なく承認されていることが同理事会の議事録において確認されている。

なお、これまでのところ主務大臣に対し指定法人の指定の申請を行った者は、同財団のみである。

以上